

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市中川区神郷町二丁目 17 番地

氏 名 AM工業 株式会社  
代表取締役 水谷 光利 様  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 6 (2024) 年 8 月 21 日  
許可の有効年月日 令和 11 (2029) 年 7 月 8 日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、選別、中和)

### (2) 産業廃棄物の種類

#### ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

#### イ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、  
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラス  
くず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたもの  
を除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除  
く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

#### ウ 中和

廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等  
を除く。)

以上 2 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

## 2 事業の用に供するすべての施設



(1) 圧縮施設

ア 設置場所

清須市春日江先 39 番

イ 設置年月日

平成 25 年 1 月 30 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石

綿含有産業廃棄物を除く。）

2.56t/日 (0.32t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 選別施設

ア 設置場所

清須市春日江先 39 番

イ 設置年月日

平成 26 年 7 月 3 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。)

22.32m<sup>3</sup>/日 (2.79m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 中和施設

ア 設置場所

清須市春日江先 39 番

イ 設置年月日

平成 26 年 7 月 3 日

ウ 処理能力

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。)

6.48m<sup>3</sup>/日 (0.81m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成26年 7月 9日 新規許可

令和 元年 9月10日 更新許可

令和 6年 8月21日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・  無

